

平成21年(行ウ)第49号

次回期日：6月2日

木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件

原告 小林 收 外91名

被告 愛知県知事 外1名

## 求 釈 明 書

平成22年4月8日

名古屋地方裁判所 民事第9部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正 史

同 高 森 裕 司

同 濱 篤 将 周

同 小 島 智 史

平成22年4月7日付求釈明書は被告らの主張の引用に誤記があったので、全面的に撤回し、次のように被告らに求釈明する。

1 被告らは、流水正常機能維持につき、基礎的事実を、社会資本審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会（以下「社会資本審議会河川分科会」を略す）において木曾川水系河川整備基本方針の案の調査審議がなされ、社会資本審議会河川分科会（以下「社会資本審議会」を略す）において同小委員会の報告に基づいて審議した結果、木曾川水系河川整備基本方針の策定については適当と認められ、その議決をもって社会資本審議会の議決とされ、国土交通大臣により木曾川水系河川整備基本方針が策定されて公表されたと述べて、以上から明らかなおり、「木曾川水系河川整備基本方針は所要の手続を適正に経て策定された」と主張する（被告ら準備書面2 p 22）。そして、これを前提に、先行行為である木曾川水系河川整備基本方針は違法ではないので違法性の承継はあり得ず、本件各支出は財務会計上適法であると主張する。

上記事実に基づく「木曾川水系河川整備基本方針は所要の手続を適正に経て策定された」との主張は、①「木曾川水系河川整備基本方針は所要の手続を経て策定された」ので所要の手続を適正に経て策定されたというものか、②「木曾川水系河川整備基本方針は適正な所要の手続を経て策定された」ので所要の手続を適正に経て策定されたというものか、基礎事実が上記事実では①のように読み取れるが、正確にいずれであるか判然としていない。

①であれば、要するに木曾川水系河川整備基本方針が河川法等で定められている河川整備基本方針を策定するときに経なければならない河川整備基本方針検討小委員会や河川分科会等の調査審議を経て策定されたという純然たる事実をもって、同基本方針が所要の手続を適正に経て策定されたことの理由とするのであって、これらの調査審議が適正であったかは同基本方針が所要の手続を適正に経て策定されたことには関係がないという主張である。これに対して、②であれば、木曾川水系河川整備基本方針が河川整備基本方針検討小委員会や河川分科会等の調査審議を経て策定されたという単なる事実だけでは同基本方針が所要の手続を適正に経て策定されたことの理由とはならないのであって、これらの調査審議が根拠資料等に基づいて適正になされていることの調査審議過程を主張し立証する

ことが同基本方針が所要の手續を適正に経て策定されたことの理由として最低限必要である。被告らは、上記事実のように、河川整備基本方針検討小委員会において木曾川水系河川整備基本方針の案の調査審議がなされたという単なる事実と河川分科会において木曾川水系河川整備基本方針の策定について単に「適当と認められた」ことを述べているだけであって、木曾川水系河川整備基本方針が所要の手續を適正に経て策定されたことの理由としては何も述べていないのに等しい。

2 よって、被告らに、上記「木曾川水系河川整備基本方針は所要の手續を適正に経て策定された」との主張につき、以下の求釈明をする。

(1) 木曾川水系河川整備基本方針が河川法等で定められている河川整備基本方針を策定するときに経なければならない河川整備基本方針検討小委員会および河川分科会の調査審議を経て策定されたという純然たる事実をもって、同基本方針が「所要の手續を適正に経て」策定されたと主張するものか。

(2) 木曾川水系河川整備基本方針が河川整備基本方針検討小委員会および河川分科会の適正な調査審議手續を経て策定されたことをもって、同基本方針が「所要の手續を適正に経て」策定されたと主張するものか。

(3) (2)の場合は、どのような具体的な調査審議の過程をもって、適正な調査審議手續を経たと主張するのか。証拠に基づいて明らかにされたい。